

日本英文学会役職者定年規程

1. 日本英文学会の役職者はいずれも任期満了時に 66 歳未満でなければならない。なお各役職者の任期は、事業年度の最終評議員会終了時に始まるものとする。
2. 理事は、その任期を学会定款第 24 条第 1 項において 2 年と定めているため、上記 1 に定める任期開始時の年齢が 64 歳未満でなければならない。
3. 監事は、その任期を同第 24 条第 2 項において 4 年と定めているため、上記 1 に定める任期開始時の年齢が 62 歳未満でなければならない。
4. 評議員は、その任期を同第 11 条において 4 年と定めているため、上記 1 に定める任期開始時の年齢が 62 歳未満でなければならない。

(2013 年 3 月 31 日理事会にて承認)